

パブリック・コメント制度による

「富士市都市計画公園見直しガイドライン(案)」

に対する意見募集について

● 意見募集期間 令和4年12月23日(金)から令和5年1月24日(火)まで

● 意見の提出方法

直接の場合	富士市役所6階 みどりの課へ
郵送の場合	〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地 富士市都市整備部みどりの課あて
FAXの場合	0545-53-2772
Eメールの場合	midori@div.city.fuji.shizuoka.jp
市ウェブサイト	パブリック・コメントコーナーから 専用フォームへ

● 意見の記載方法 様式は問いませんが、案件名「富士市都市計画公園見直しガイドライン(案)」、意見、住所、氏名、電話番号を明記してください。

令和4年12月

富士市 都市整備部 みどりの課

富士市

都市計画公園見直しガイドライン

(案)

概要版

1 都市計画公園見直しガイドラインとは

本市では、レクリエーション、防災、環境保全、景観形成などの役割を担う公園・緑地について、その機能を十分に果たすよう都市計画に定め、整備を進めてきました。

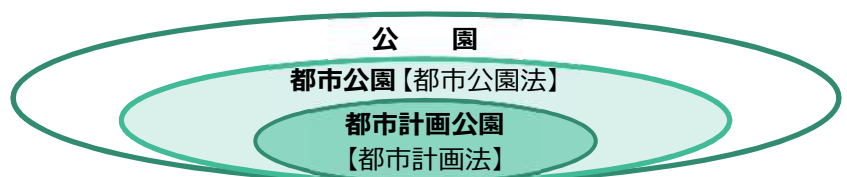
これまで、地域住民が利用する身近な公園をはじめ、富士総合運動公園や広見公園などを整備し、スポーツレクリエーション活動や市民の交流の場、防災活動など様々な利用がされています。

しかしながら、都市計画決定はしたものの、用地取得や財源確保など様々な要因が重なり、未着手区域が存在し、区域内の建築制限は長期間にわたっています。

また、人口減少と少子高齢化が進行し社会情勢が大きく変化する中、公共事業にも重点的な投資や既存ストックの有効活用など、合理的かつ効率的な社会資本整備が求められており、このような変化を捉えた見直しの必要性は高いものとなっています。

このため、上位・関連計画で掲げた都市づくりの将来像などを踏まえた公園・緑地のあり方などから、未着手・未完都市計画公園の必要性などを検証し、今後の方向性を設定することとしました。

本ガイドラインは、この方向性を設定するにあたり、見直しの手順や検証方法などを定めるものです。



都市計画公園の位置付け

2 都市計画公園の現状・見直しの必要性

(1) 都市計画公園の状況

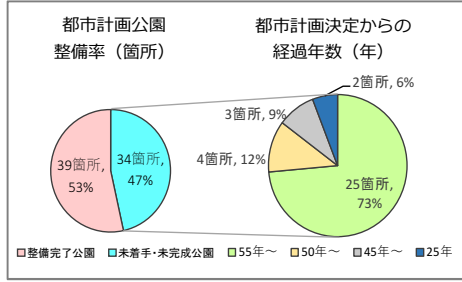
本市では、現在 73 箇所、612.1ha を都市計画公園に定めています。未着手・未成都市計画公園は、令和 4（2022）年 3 月末時点で、本市には 34 箇所あります。このうち、都市計画決定から 40 年以上経過したものは、32 箇所となっています。

また、この 34 箇所のうち整備率が 80% を超える公園と、広域公園である静岡県富士山こどもの国は見直しの対象外とします。

種別	都市計画決定		整備面積 (ha)	面積ベース整備率	未着手区域を含む公園の箇所数	
	箇所数	面積 (ha)				
住区基幹公園	街区公園	35	7.50	7.48	99.7%	1
	近隣公園	17	37.20	11.40	30.6%	15
都市基幹公園	地区公園	5	33.10	9.30	28.1%	4
	総合公園	4	40.80	14.40	35.3%	4
運動公園	1	26.00	23.60	90.8%	1	
特殊公園	6	60.70	30.60	50.4%	4	
広域公園	1	191.40	94.50	49.4%	1	
緑地	4	215.40	63.30	29.4%	4	
総計	73	612.10	254.58	41.6%	34	

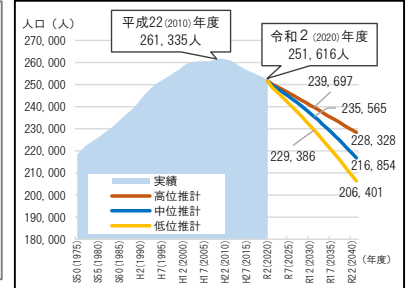
都市計画公園の整備状況

(「富士市の都市計画(資料編)」(令和4年3月末))



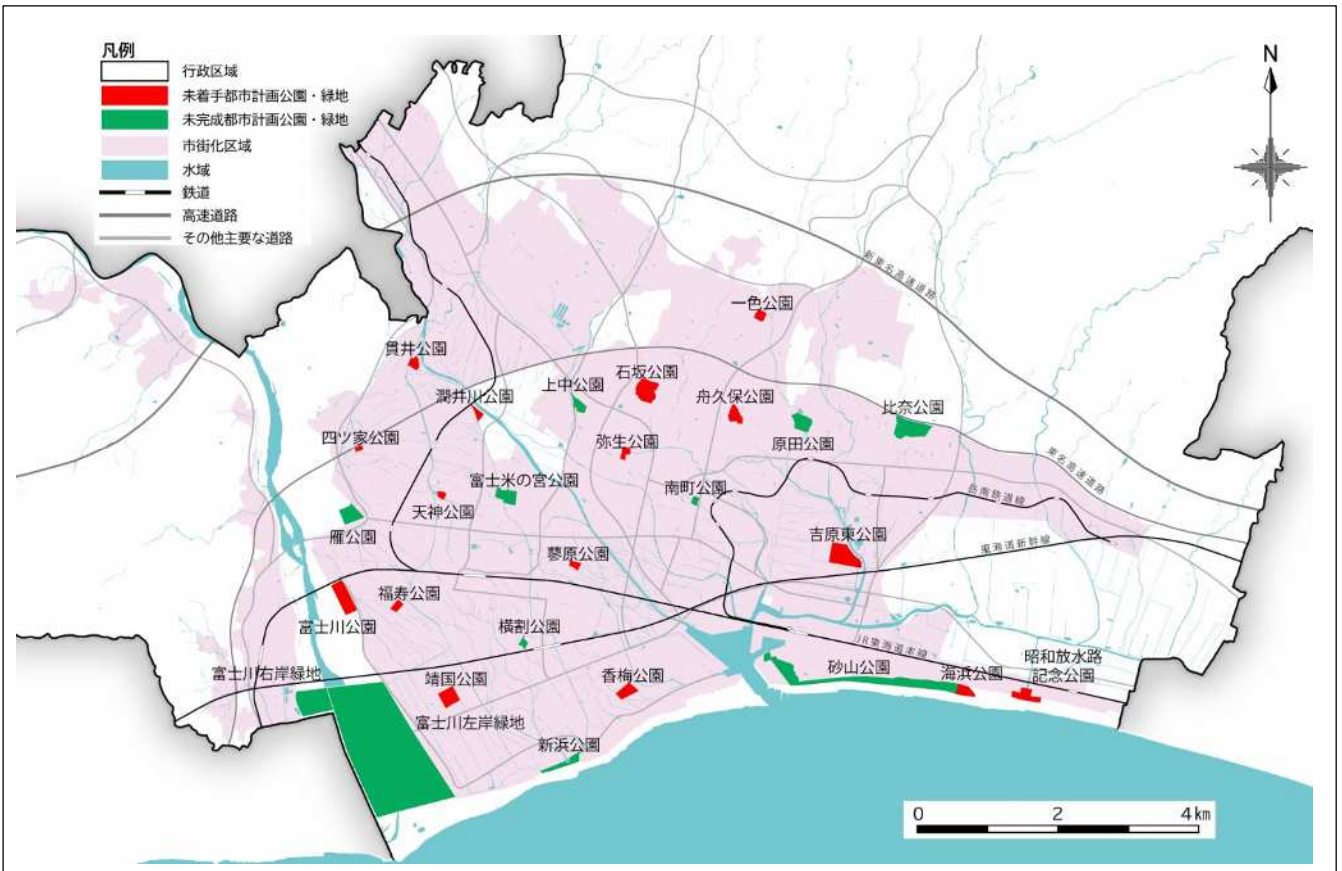
都市計画決定からの経過年数

(「富士市の都市計画(資料編)」(令和4年3月末))



人口の推移と推計

(「富士市統計書」、「第六次富士市総合計画前期基本計画」を基に作成)



見直し対象都市計画公園・緑地の配置

3 都市計画公園の見直しの進め方

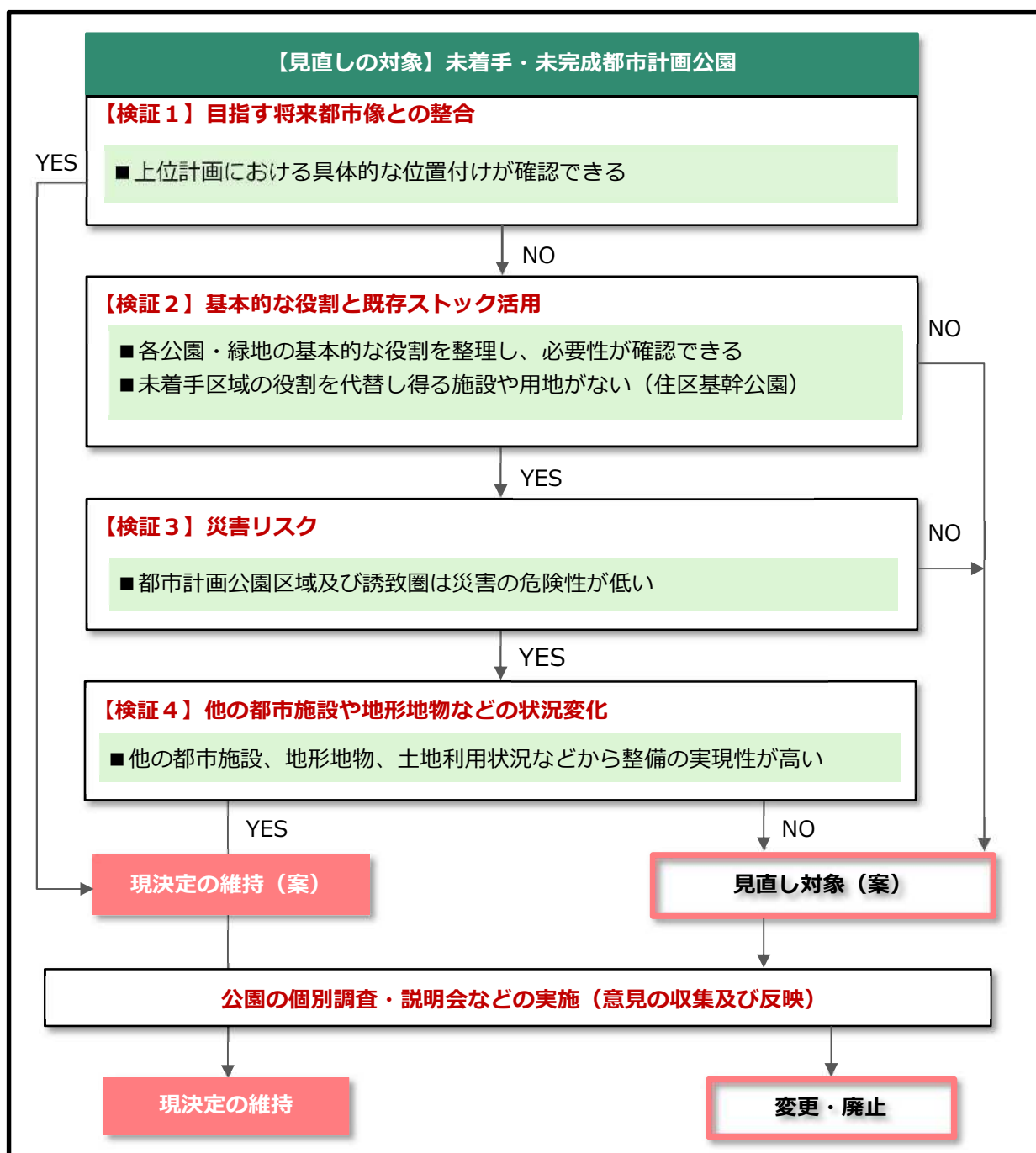
(1) 都市計画公園の見直しの視点

都市計画公園の現状と、これを取り巻く社会経済情勢の変化などに伴う課題を踏まえ、検証では次の視点に留意します。

- ① 立地する地域のために公園が担う基本的機能を踏まえた見直し
- ② 公園が立地する地域の現状を的確に捉えた見直し
- ③ 公園整備の実現性に配慮した見直し
- ④ 市民の意向を踏まえた見直し

(2) 見直しの進め方

都市計画公園の見直しは、前項の視点に立って検証するため、次のフローを設定します。



4 都市計画の変更に向けて

見直し対象（案）となった公園は、詳細な個別調査（見直し後の全市的な公園配置、地域の要望、事業費の状況など）を順次進めて各公園の方向性を定め、市ウェブサイトなどにより検証結果を公表します。

都市計画法に基づく手続きを行った都市計画公園については、上位計画や事業計画との整合を図りながら、現決定を維持するものとあわせ、より透明性の高い効率的な事業進捗を図ります。

公園が果たす様々な役割

公園は、レクリエーションの場の提供、防災、環境保全、良好な景観の形成など、多様な役割を担っており、うるおいある健康的な暮らし、環境にやさしく安全で安心して暮らせる都市づくりを支える施設であり、持続可能な都市づくりに必要な施設の1つです。

◆レクリエーション



- ・市民の交流の場
- ・子どもの遊び場
- ・運動・健康づくりの場
- ・散策・休憩の場
- ・自然とのふれあいの場
- など



◆防災



- ・地震・火災などの災害時の避難路・避難場所の確保
- ・延焼の遅延や防止
- ・洪水や土砂崩れなどの防止
- ・被災後の救援活動・復旧活動の拠点
- など



◆環境保全



- ・大気浄化
- ・二酸化炭素の吸収
- ・騒音・振動の緩和
- ・水源のかん養
- ・動植物の生息・生育環境の保護
- ・ストレスの少ない住環境の実現
- など



◆景観形成



- ・富士市のシンボルとなる都市景観の形成
- ・緑豊かな風土景観の形成
- ・都市化による視覚から受けるストレスの緩和
- など

